

最高裁秘書第588号

令和6年3月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和6年2月14日付け（同月15日受付、第050369号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

修習専念資金の貸与を受けた場合、通常であれば支払う必要のある利息相当額の支払を免れ、実質的に同額の利益を得たことに基づく所得を雑所得として申告する必要があること（大阪地裁令和4年12月22日判決、大阪高裁令和5年7月26日判決及び最高裁令和5年12月22日決定）を、司法研修所が司法修習生に説明した際の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）